

## 予算決算常任委員会 摘録

1. 開催日 令和2年9月25日(金) 議場
2. 出席委員 坂本義明委員長 田部道男副委員長 岡村信吉 竹内光義 門脇俊照 赤木忠徳  
谷口隆明 林高正 横路政之 堀井秀昭 福山権二 徳永泰臣 近藤久子  
吉方明美 政野太 五島誠 岩山泰憲 山田聖三 桂藤和夫
3. 欠席委員 なし
4. 委員外議員 なし
5. 事務局職員 永江誠議会事務局長 俵啓介議会事務局議事調査係長 丸飯龍太議会事務局主事
6. 説明員 加藤孝総務部長 森岡浩生活福祉部長 花田譲二企画振興部長 中原博明財政課長 酒井  
繁輝社会福祉課長 毛利久子市民生活課長 伊吹譲基保健医療課長 東健治企画課長  
足羽幸宏商工観光課長 清水勇人総領支所長 日野原祥二総領支所地域振興室長 片山  
祐子教育部長 荘川隆則教育総務課長 惠木啓介西城市民病院事務長 宮本雅幸財政課  
財政係長 中間貴也保健医療課医療予防係長 安藤秀明商工観光課商工振興係長 関浩  
樹教育総務課学校管理係長

7. 傍聴者 2名

8. 会議に付した事件

議案第153号 令和2年度庄原市一般会計補正予算(第9号)

議案第154号 令和2年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第155号 令和2年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算(第1号)

議案第156号 令和2年度庄原市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第1号)

議案第157号 令和2年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)

午後3時10分 開 会

○坂本義明委員長 これより予算決算常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は19名であります。よって、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議におきまして、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しております。審査の方法についてお諮りします。本委員会への付託議案について、議案第153号、令和2年度庄原市一般会計補正予算第9号から議案第157号、令和2年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算第3号までを一括審査することとします。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本義明委員長 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。日程については、配付資料のとおり予定をしております。

議案第153号 令和2年度庄原市一般会計補正予算(第9号)

議案第154号 令和2年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第155号 令和2年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算(第1号)

議案第156号 令和2年度庄原市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第1号)

## 議案第 157 号 令和 2 年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）

- 坂本義明委員長 議案第 153 号、令和 2 年度庄原市一般会計補正予算第 9 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。
- 加藤孝総務部長 一昨日の本会議において上程をさせていただきました一般会計を含め、合計 5 会計の補正予算につきまして御審議をいただきます。総括的な説明は既に本会議で行っておりますので、詳細説明を各部各課からさせていただきます。
- 森岡浩生活福祉部長 生活福祉部が所管いたします補正予算案について説明をさせていただきます。詳細につきましては、各担当課長より説明をさせます。
- 酒井繁輝社会福祉課長 それでは、社会福祉課所管のものについて、補正予算案補足説明資料 1 ページの高齢者・障害者の一時滞在施設及び在宅生活の支援事業について御説明いたします。予算書 10、11 ページをお開きください。第 3 款第 1 項第 1 目、02、社会福祉総務事業 429 万円は、介護保険等によるサービスとは別に特別養護老人ホーム等の一時滞在施設や在宅の高齢者等に食事、入浴介助等を行う専門支援チームを派遣する仕組みを構築するものです。介護、障害者施設等で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合、サービス提供の職員体制が整わず、当該事業所の福祉サービスを受ける高齢者及び障害者へのサービス提供が行き届かなくなる恐れがあります。また、在宅で介護、障害福祉サービスを利用する高齢者、障害者等の家族介護者が新型コロナウイルスに感染した場合、家族等による介護が受けられなくなり、日常生活に支障を来すことが想定されます。こうした場合、介護支援専門員等が代替サービス等の利用調整等を行いますが、代替サービスの確保が困難な場合に限り実施するものです。対象者は、要介護、要支援認定者、障害者、認知症高齢者、独居高齢者、施設での生活が困難な障害者等を想定しております。07、報償費 2 万円につきましては、専門支援チームの感染防止に係る事前研修会の講師謝礼として追加計上し、12、委託料については、専門支援チームの派遣先の支援内容等をマニュアル化するための支援マニュアルの作成業務委託料として 4 万円、支援を必要とする高齢者、障害者が一時滞在する市内特別養護老人ホーム等への一時滞在施設運営業務委託料として 254 万円、専門支援チームの支援業務委託料として 160 万円を追加計上するものです。なお、この事業の財源につきましては、全額一般財源により対応するものでございます。社会福祉課からの説明は以上でございます。
- 坂本義明委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 坂本義明委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。
- 毛利久子市民生活課長 それでは、市民生活課に係る令和 2 年度 9 月補正予算その 2 について御説明をいたします。補足説明資料 2 ページをお開きください。中段、(3) 新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化、①社会的な環境の整備の表の上段、デジタルサイネージ整備補助事業でございます。補正予算書は、10、11 ページをお開きください。2 款 1 項 13 目、生活交通対策費の生活交通路線確保事業につきましては、デジタルサイネージ整備補助事業 300 万円を追加計上するものでございます。これは、複数の交通事業者が運行するバス乗り場等にデジタルサイネージ電子時刻表を整備し、複数のバス等の総合時刻表と観光情報などを表示し、公共交通利用者の利便性向上を図ろうとするバス事

業者にその費用を補助するものでございます。設置場所は、庄原、東城、西城地域の3カ所を予定しております。7月に補正いただきました備後庄原駅前のロータリーにありますバス乗り場に設置する予定の屋外型のデジタルサイネージに追加して設置するもので、複数箇所に設置することで基幹となる路線バスと地域運行のバスの連携を図り、公共交通ネットワークとしての機能の充実を図ることとしております。なお、この財源は全額一般財源でございます。市民生活課所管の説明は以上です。

○坂本義明委員長　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

○近藤久子委員　東城とか西城、庄原の具体的な設置場所を教えてください。

○毛利久子市民生活課長　場所については、それぞれの地域で複数のバスが止まるいくつかの場所から選定をしたいと考えております。庄原でいいますと、日赤またはジョイフルのいずれか、東城でしたら東城駅前かトーエイで待ち合わせをされる方が多いということでトーエイのどちらか。西城につきましては、西城病院もしくはウィル西城のほうに将来的なバスの路線の変更等も踏まえてバス事業者と協議してまいりたいと考えております。

○坂本義明委員長　他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本義明委員長　なしと認め、続いて説明を求めます。

○伊吹譲基保健医療課長　続きまして、保健医療課が所管いたします補正予算について御説明申し上げます。別紙補足説明資料2ページ、中段、(2)の表中、オンラインによる妊娠・子育て期保健指導事業は、補正予算書の10、11ページをお開きください。補正予算書、中段の3款2項5目、事業番号13、子育て世代包括支援センター事業に59万3,000円を追加計上することについては、本年7月1日より利用を開始した電子母子手帳、庄原ほのぼのネットアプリを活用したオンライン対面形式での教室の開催、個別相談を実施するため、アプリへのオンライン相談機能の設定委託料及びタブレット機器2台の整備等に要する費用を追加計上するものでございます。なお、財源として、国費県費及び臨時交付金を充当いたします。次に、補正予算書の10、11ページ、下段の4款1項1目、事業番号03、医療対策事業に6,500万円を追加計上することについては、補足説明資料1ページ、②の表中、1段目の庄原赤十字病院医療提供体制維持支援事業（産科医療機器整備支援）及び同表2段目、庄原赤十字病院医療提供体制維持支援事業（感染患者受入体制支援整備支援）によるものです。初めに、感染症患者受け入れ体制整備支援について御説明します。庄原赤十字病院は、感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症対策に中心的な役割を果たされており、感染症患者を受け入れる体制を継続的に確保されておられます。この体制の確保により、一般の入院患者の受け入れに影響する病床の経費の一部を支援するもので、この受け入れ体制を維持していくことへの支援として5,600万円を追加計上するものです。また、産科医療機器整備支援については、コロナ禍において安心、安全な出産医療体制を維持するために必要な医療機器として、超音波画像診断装置の整備に対し900万円を追加計上するものでございます。次に、補足説明資料2ページ、上段の表2段目の医療機関等における感染拡大防止対策事業については、診療所における感染防止対策のための備品を整備するもので、一般会計の高野歯科診療所、口和歯科診療所、高野診療所、口和診療所の備品の整備によるものです。これについては、補正予算書の10、11ページ、下段の4款1項1目、事業番号09、高野歯科診療所管理運営事業の100万円を追加計上については、歯科機器用滅菌器、スリッパ滅菌ディスペンサー等を

整備するものです。続いて、事業番号 10、口和歯科診療所管理運営事業への 100 万円の追加計上については、全自動高圧蒸気滅菌装置等を整備するものです。めくっていただき、続いて、事業番号 11、高野診療所管理事業への 100 万円の追加計上については、空気清浄機等を整備するものでございます。続いて、事業番号 12、口和診療所管理運営事業への 100 万円の追加計上については、空気清浄機付パーテーションを整備するものでございます。これらの財源として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を全額充当します。次に、4 目、事業番号 01、感染症予防事業に 4,352 万 5,000 円を追加計上することについては、補足説明資料 1 ページ、(1) ①の表の 2 段目、新型コロナウイルス感染症軽症患者等搬送車両整備事業及び②の表 3 段目、インフルエンザ予防接種公費負担事業によるものです。初めに、新型コロナウイルス感染症軽症患者等搬送車両整備事業につきましては、クラスターの発生時に交通遮断や対応過多などで県が患者の搬送をできないときに県の協力要請に基づき感染を疑う患者や軽症患者の搬送を行う際の車両を整備するもので、登録手数料、保険料及び車両代等に要する費用として 420 万円を追加計上するものです。なお、この財源として、広島県新型コロナウイルス感染症疑い患者搬送車両整備費補助金を全額充当します。次に、インフルエンザ予防接種公費負担事業については、今年度のコロナ対策の特別措置として行うもので、インフルエンザ予防接種費用を公費助成することにより接種率を引き上げ、インフルエンザ罹患者を減少することにより医療機関の負担軽減及び市民の健康の保持増進を図るものでございます。現行制度は法定の定期予防接種として、65 歳以上の高齢者等を対象に 1,000 円の自己負担により実施しておりましたが、この自己負担を無料にし、また、新たに公費助成の対象に生後 6 カ月から高校 3 年生相当まで及び妊婦を加え、生後 6 カ月から小学生まで及び妊婦の自己負担を無料とし、中学生から高校 3 年生相当までについては自己負担を 1,000 円にするもので、この公費助成に要する医療機関への接種委託料として 3,932 万 5,000 円を追加計上するものです。保健医療課関係の補正予算についての説明は以上でございます。

- 坂本義明委員長      ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。
- 政野太委員      コロナの軽症者の搬送車両ということでしたけれども、これはどのような車種なのかということと、この車の管理、運転というのはどこがしていくものなのかという点を確認したいと思います。
- 伊吹讓基保健医療課長      車につきましては、4WDの普通車を予定しております。6人乗りでございます。あわせて管理につきましては、市で管理するようにしていただいております。
- 政野太委員      もしそういう事態が発生したときは、市の職員が運転をして搬送するということで理解してよろしいですか。
- 伊吹讓基保健医療課長      体制につきましては、2人体制で運転手、同乗する職員等は市の職員で対応するように考えているところでございます。
- 田部道男副委員長      2点ほど聞かせてください。保健衛生総務費に充てられている財源の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 400 万円が雑入で受けられているのはいかなるものなのか。国や県の関与ではないどこからの補助金なのかということと、もう 1 点は、インフルエンザの予防接種はいつから打てるのか。9 月 30 日が議決という建前ですが、9 月中に行っても無料にしてもらえるのかどうかというそこら辺の状況を聞かせてください。
- 伊吹讓基保健医療課長      お答えいたします。予算費目雑入に予算計上している 400 万円につきましては、県の財源であります国保連合会から入ってくるということで雑入です。また、インフルエンザに

つきましては、10月1日から行うようにしておりますので、議決をいただきましたらすぐに対応できるように考えているところでございます。

○坂本義明委員長 他にありませんか。

○田部道男副委員長 コロナの寄附金を財源とした基金については、今のところそれぞれ充てたような状況ではないということですね。

○東健治企画課長 現在、上程させていただいております9号補正には、コロナ基金を見込んだ事業というものはございません。今後、引き続き、もう受け付けも行っておりますので、有効的な活用について検討してまいりたいと考えております。

○横路政之委員 インフルエンザなのですけれども、基礎疾患のある方は無料。この基礎疾患というのは持病がある方だと思うのですけれども、当然、これは広報されるのですが、具体的にこういう病気、それとも手帳で判断されるのか。自分はどのなのだろうかと迷われると思うのですけれども、教えてください。

○伊吹議基保健医療課長 基礎疾患を有されている方、これは法定の予防接種の現行の対象になっていらっしゃる方でございます。諸疾患を有される方につきましては、60歳から65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があるために身体障害者手帳1級の交付を受けていらっしゃる方ということで、予防接種の法令に基づいて対象が決められているものがございます。

○横路政之委員 書いて広報したほうがいいと思うのですけれども。私らが聞いても基礎疾患はどんなのかなと思うぐらいですから。よろしくをお願いします。

○森岡浩生活福祉部長 先ほど課長が若干答弁いたしましたけれども、現行制度の中で65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までに基礎疾患を有する方ということで、現在、現行制度の中で定期接種を受けていらっしゃる方ということでございますので、恐らく迷われる方はいらっしゃらないと思うのですが、丁寧な対応をとりたいと思っております。

○坂本義明委員長 他にありませんか。

○門脇俊照委員 これまでもインフルエンザの場合、障害者の方には対応はなかったと思うのですけれども、今回も障害者の方にそういう無料というのは含まれておりませんか。

○伊吹議基保健医療課長 このたびの対象者につきましては、障害者を対象ということではなく、生後6カ月から高校3年生相当、また、妊婦、あとは高齢者の方を対象にさせていただいているところでございます。

○坂本義明委員長 他にありませんか。

○山田聖三委員 保健医療課ではないのですが、10、11ページの児童措置費が財源振替になっているのですが、この理由は何か分かれば教えてください。

○東健治企画課長 これにつきましては、第2号補正でお願いをしております子育て世帯応援臨時給付金7,722万7,000円ということで、事業実施を行うということで御説明もさせていただいておりますけれども、このうち5,000万円を一般財源といたしておりました。残りの2,722万7,000円は、臨時交付金を財源とさせていただいておりますけれども、今回、この全ての事業に関して一般財源により対応させていただくということで、財源振替ということで児童措置費を減額とさせていただいております。

- 坂本義明委員長 他にありませんか。
- 山田聖三委員 臨時交付金は一般財源でない。臨時交付金へ振りかえたのか。
- 東健治企画課長 臨時交付金から一般財源に振りかえをさせていただいたということで、国庫支出金の部分がマイナス2,772万7,000円とさせていただいております。
- 坂本義明委員長 他にありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 坂本義明委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。
- 花田譲二企画振興部長 それでは、企画振興部所管の9月補正追加上程分についての説明をさせていただきます。詳細につきましては、担当課より説明をさせます。
- 足羽幸宏商工観光課長 商工観光課からは、商工振興費等の補正について説明いたします。補正予算書の12、13ページをお開きください。中段やや下でございますが、7款1項2目、01、商工振興事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により広島県が実施した休業要請に協力した店舗等へ支給した広島県感染拡大防止協力支援金の市負担分の額3,668万円を想定しておりましたが、1,407万7,000円に確定いたしましたので、負担金2,197万3,000円を減額するものでございます。なお、県の想定では、本市においては274件を想定しておりましたが、実績は206件の休業協力金の申請となっております。次に、07、キャッシュレス決済導入支援事業でございます。予算案補足説明資料の3ページをごらんください。③の新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進として、キャッシュレス決済推進プロジェクト支援事業を実施いたします。キャッシュレス基盤を全市域で推進する仮称でございますけれども、キャッシュレス推進協議会に対し、感染拡大予防、市民の消費喚起、事業者の支援として、プレミアムつきポイントカードを配布するものに要する経費を補助金として4億2,138万4,000円、その他カードの申請書送付にかかります通信運搬費を217万円、市の窓口、税等の支払いに利用する決済端末の購入に必要な経費を備品購入費として121万円、あわせて4億2,476万4,000円を計上いたしております。なお、本事業は補正予算書8、9ページの上段でございますが、第15款第2項第1目、1節、総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちら3億8,623万円を財源として計上いたしております。次に、第4目、企業立地対策費でございます。01の企業立地対策事業でございますが、予算案補足説明資料の2ページをごらんください。(3)新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化、②の新たな暮らしのスタイルの確立として、サテライトオフィス誘致加速化事業として現行の支援制度を拡充するものでございます。新型コロナウイルス感染症拡大の中で、新しい生活様式の確立の取り組みとしてテレワークが進んでおりまして、本市のような中山間地域におけるサテライトオフィス開設のニーズが高まっております。そうしたニーズを捉え、本市へのオフィスの進出を強力に推進、支援するための拡充でございます。進出企業が雇用する従業員に対する支援やオフィス整備を支援するほか、対象業種の拡大を行ってまいります。現行制度に拡充をいたしました経費1,482万5,000円を増額計上いたしております。なお、本事業は補正予算書8、9ページ、上段になります第15款第2項第1目、1節の総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,482万5,000円を増額計上いたしております。商工観光課からの説明は以上でございます。
- 坂本義明委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

- 谷口隆明委員 確認の意味で臨時交付金についてお伺いしたいのですが、先ほどありましたように9ページ、今回の臨時交付金2億8,300万円余りになっていますが、事業としてはさっき説明もありました3億8,600万円余りなのですが、これは現在の臨時交付金の枠の残りが3億8,600万円余りあるのか。それとも、昨日議論したように他の事業で余ったものをこちらに転用することができたのか。国に対して事業計画を出してそれぞれの事業について精算するのか。それとも、この交付金は全体の事業の中で動かすことができるのか。その基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。
- 東健治企画課長 国の臨時交付金ですけれども、一次配分、二次配分、合計で9億782万3,000円が限度額として示されております。現在、国に対して実施計画書を提出しておりますけれども、この限度額を上回ります交付対象経費といたしましては、11億2,588万1,000円の実施計画書を提出しております。これは今後、実績あるいは執行状況を踏まえる中では、交付限度額を割れることがないよう限度額いっぱい交付金を受け取れるように事業調整もさせていただいているところでございます。最終的には執行状況等踏まえる中で整理をさせていただくこととなります。また、一部事業に減額等が生じた場合には、それに見込んでおりました交付金というものは他の事業へ回せるといいますか、全体枠の中で調整をしていくということになってまいります。
- 横路政之委員 キャッシュレス決済ですが、聞き漏らしたかもしれないのですが、カードを総数何枚発行する予定なのですか。
- 足羽幸宏商工観光課長 御質問にお答えいたします。カード発行の予定でございますけれども、3万1,050枚を予定いたしております。
- 横路政之委員 それで、マイナポイントへ紐付けられると言われましたよね。マイナンバーカードがいると思うのですが、いまどのぐらい発行されているのですか。
- 足羽幸宏商工観光課長 マイナンバーカードの発行の状況でございますが、庄原市で何枚かということころは把握をいたしておりませんが、大体、国全体で1割程度ということで確認をしております。
- 横路政之委員 かなりカードの申請が出ていないのですが、マイナポイントで紐付けて、国からのポイントもその中に入りますということになると、マイナンバーカードをつくったほうが得だという人がかなり出てくるのではないですか。受付なんかは大丈夫なのですか。
- 足羽幸宏商工観光課長 マイナポイントを紐付けることによって申請をされる方がふえて9割という目標で大丈夫かという御質問でよろしいでしょうか。なるべく全員の方が持っていただきたいとは考えておりますが、そういった中でも事情があったり、持たないという考え方もおられる中で、市としては9割というものを見込んでいくという状況でございます。
- 横路政之委員 マイナンバーカードを作らないと紐付けができないでしょう。持っていない人は得だからつくろうかというのでつくり受付に来るのではないですか。ちょこちょこ見るのですけれど、高齢者の方はマン・ツー・マンで教えてもらってタッチパネルで操作していたのですが、そういった混雑というのも想定されます。それほど来ていないという感覚で紐付けられますという広報もされるのか。
- 毛利久子市民生活課長 マイナンバーカードの手続を行っております市民生活課としてお答えさせていただきます。マイナンバーカードの手続につきましては、現在、各支所または本庁の市民生活課でお手続をいただいております。議員御指摘のように御高齢の方につきましては職員がマン・ツー・マ

ンという形で対応させていただいておりますけれども、現状のところこれから申請に来られるといたしましても、それほど混雑するような様子はないのではないかと見込んでいるところでございます。若い方につきましては、スマホでの手続きもできようかと思っておりますので、またその都度、御相談いただければと思います。

○坂本義明委員長 他にありませんか。

○加藤孝総務部長 マイナンバーカードの交付率でございますが、8月末現在で庄原市は14.0%でございます。

○坂本義明委員長 他にありますか。

○堀井秀昭委員 申請をして送付を受けた時点では既にプレミアムの1万円はチャージしたものが送付されるのですか。

○足羽幸宏商工観光課長 議員おっしゃるように、申請をされてその情報をカードに入れて、さらに1万円分のプレミアムポイントを入れたものを送付するという形になります。

○堀井秀昭委員 御存じだと思いますけれども、市内の大手のスーパーは既にマイナポイントの申請継続用の機械を設置して、その手続を行った方に自社のカードへのチャージを行うことによってさらに上乘せのマイナポイントとは別に自社ポイントを付加している。自分のお店でしか使えないカードですから、そのお店にとっては大変有利な方法で、既にかんりの市民のマイナンバーカードをお持ちの方がそこを使ってマイナポイントの獲得をされているのではないかと思います。そういった面から考えても、せっかく他の経費も使いながら庄原市が実施するこのプロジェクト支援事業、チャージされて送られてきた1万円を使い切って、あとはポイよとなったのではおもしろくない。みんなそれぞれいまPay Payを初め、何何ペイであるとか、カードとかキャッシュレスで決済できる道具をいっぱい持っている。その中で庄原市の発行するこのカードが皆さんに愛されて長続きしていくためには、これからも、今もだけれど、どういった方法をとっていけばいいのかということは非常に考えなければいけない問題だろうと思うのです。庄原の一般質問であったけれど、ただ単純にチャージすることによって付加ポイントをつけるというのは、チャージできない市民の方がおられるということを考えれば、これはちょっとやりにくい。その他の方法でチャージをされた方に、新たにこの1万円にもう1,000円であるとかもう2,000円であるとかあそこのお店がやっているように、お店は2,000円付加するみたいです。というような方法でも何かいろいろ考えて、1万円が底をついたときに捨てられるというような状況にならないような方策というのが私は必要なのではないかと思いますけれども、そこら辺は担当課としてはどのように考えておられますか。

○花田譲二企画振興部長 議員おっしゃるとおり1回で終わるといった形のものでない。これはキャッシュレス決済ということでございますので、継続して使っていただくということが原則になってまいりますので、その辺のところにつきましては、やはりチャージをした部分のポイントであるとか、お買い物をされてのポイントはもちろんつけていくという状況になります。あわせて、当然、市が今回は初回ということで、今年度の事業ということでプレミアム商品券のプレミアポイントという形でつけますけれども、今後、やはり商品券事業であるとかそういったものをしていながら、それを持続的に利用いただくという方法を検討しなければならぬと思いますし、先ほど課長もこれまでの質問の中でもお答えしていると思いますが、このキャッシュレス協議会の中で早急にこの内容について十分吟味して、継続して使っていただけるようなカード事業について進めていく。当然、その運営は協議会



がずっと運営していくわけですから、引き続き使っていただけるようなものにしていきたいと考えておりますし、残念ながらマイナポイントにつきましては、既にマイナポイントを出すというところがスタートしておりますので、これは後手に回っているのは事実でございます。ただ、先ほど市民生活課長申し上げましたが、これからつくっていただく方も含めて、ぜひ、このキャッシュレス決済事業の中に参画いただけるような形で啓発をしたいと考えております。

○坂本義明委員長 他にありますか。

○吉方明美委員 この間聞いたのですが、いま議論されたキャッシュレスカードですね、これを3万1,000枚ぐらい発行ということなので、誰に対して配布されるのかということ聞いたときに全市民だと言われました。全市民でもどのあたりかと言ったら、3月末ぐらいに発行という表現をされたのですが、いつまでに生まれた人たちに配られるか。きょうの私の一般質問と重なる部分もあるのですが、そこをはっきりしておいてほしいのですが、どうでしょう。

○足羽幸宏商工観光課長 補正予算の説明をしたときにも御質問いただいたものでございますけれども、基準日を12月あたりに設定をさせてもらうという形になろうかと思います。この事業につきましては3月からカードを利用いただくという状況になってまいりますので、カードの発送が1月という想定でございます。例えば、その年度内に出生をされた方を対象にするかしないかということについては、そう言った対応できるのかという部分についても協議会のほうで実施する事業でございますので、協議会で検討してまいりたいと考えております。

○坂本義明委員長 他にありますか。

○吉方明美委員 念を押しておきますが、協議会のほうへ市としても参加されるようでしたら、ぜひとも置き去りにされる人がいないようにということで市からもしっかりとそのことは伝えてほしいと思いますので、よろしく願います。

○花田譲二企画振興部長 先ほど課長申し上げましたとおり、やはりこのキャッシュレス事業の部分については継続して、常にキャッシュレス決済のカードを申請する部分はずっと続けていくような形になります。ただし、今年度のこのキャッシュレス事業を始めるに当たり、今回は1万円のポイントをつけてということで、できるだけ多くの方にさせていただきたいというのがあります。これは今年度事業という形で進めていくことなので、そういった意味ではある程度期間を設けて、期間の間に申請をくださいと。ただし、3月にスタートするというのを原則で考えておりますので、今年度いっぱいのところでもやれるような形で協議をさせてもらえればと思っております。

○坂本義明委員長 他にありますか。

○政野太委員 備品購入費の120万円の計上なのですけれども、先ほど説明の中で、税の何かと言われたのですが、もう少し詳しく聞かせていただいてもいいですか。

○足羽幸宏商工観光課長 御質問にお答えいたします。備品購入費の中身でございますけれども、決済端末を導入することで、市の窓口等で税の収納をするような形で検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○政野太委員 ですから、税の支払いがそのカードを使ってできる、いわゆるポイントを使ってできるということで理解してよろしいですか。あるいはポイントがいただけるというようなこともあるのでしょうか。

○足羽幸宏商工観光課長 それにつきましては、今後の検討の中でということになろうかと思います。

- 政野太委員　　もう1点、さっきカードの発行数が3万1,000枚と言われたのですが、既に東城で7,000枚程度持たれていると思うのですが、これは入れかえになるということでしょうか。
- 足羽幸宏商工観光課長　　いま想定しておりますのは、ほろかの今のカードと新しくつくりますカード、どちらかを選択をしていただいて、ほろかを使い続けていただくということも可能という形にしたいと思っております。
- 坂本義明委員長　　他にありませんか。
- 五島誠委員　　サテライトオフィスの誘致加速化事業についてお伺いしたいです。これは拡充なのですが、説明の中で拡充部分がちょっとわかりづらかったので再度御説明いただければと思います。オフィス整備補助とか既にあるものもあると思うのですが、今回の補正で拡充する部分を詳しく教えていただければと思います。
- 足羽幸宏商工観光課長　　これまでの支援事業につきましては、施設整備、ハード的なものについてはそういうメニューがございました。このたび考えておりますのは雇用された方を、例えば、市外から移動された場合、また、市内で新たに雇用された場合について助成をしようということで考えております。そのほか拡充につきましては、ハード的な部分、オフィスの取得でありますとか賃貸でありますとかといった部分の補助率を上げるように考えているところでございます。
- 五島誠委員　　それは大変、これから特に引き合いもあるし力を入れていこうという意識も感じられるのですが、1点気になるのが、既に現行の、拡充以前の制度を本年度使われている業者等があれば、その公平感というか、そういったところでせつかなのにもったいないなというのもあるので、そのあたりがきちんとクリアになっているのかだけお伺いしたいと思います。
- 足羽幸宏商工観光課長　　御質問にお答えします。サテライトオフィスのこの支援制度につきましてはまだ利用がございませんので、このたび拡充したものを利用いただくという形で相談を受けました場合には支援をしてまいりたいと考えております。
- 坂本義明委員長　　他にありますか。
- 谷口隆明委員　　1点ほど。市民の皆さんから景気対策でこういうプレミアム商品券というか、カードに1万円を付けることはあるのかもわからないが、自分たちは一定の収入もあるし、そういうプレミアムは全員に公平にするのではなくて、やはりいま困っている子どもさんとか困っている中小業者とかそういうところに回してほしいという意見がたまたまちょっと2、3あった。そういう市民の声もありますので、先ほどカードを申請したらプレミアムがすぐつくと言われたのですが、そういう方がもっと違うところへ回してほしいと思った場合はどのように対応したらいいのか。たまたま1人や2人ではなかったのでお聞きしたいと思うのですが。
- 足羽幸宏商工観光課長　　少し確認させていただければと思いますが、申請をされなかった場合の対応ということでしょうか。
- 谷口隆明委員　　すいません。申請するにしても、プレミアムを付けないことができるかどうか。要するに辞退したいという、例えば、今度予算がつくのですけれど、学校でも特別教室が非常に暑い中で子どもが頑張っているし、それから、中小業者の人も本当に苦勞されているので、そういうところに回してほしいという気持ちがあるのでなかなか受け取りにくいということがあったので、仮に申請したとしてもプレミアムを付けないことはできないですよという、カードだけもらうことはできないですよということなんです。

○足羽幸宏商工観光課長 失礼いたしました。カードのみを作成されるということにつきましても、観光のカードも検討しております、市外の方にカードをつくってもらおうというのも想定しております。その方たちにはプレミアムポイント付けません。そういった方と同様な形でカードを作成するというのは可能であろうと思っておりますので、協議会で申請の仕組み等の取り扱いについて検討してまいりたいと考えております。

○坂本義明委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本義明委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。

○片山祐子教育部長 教育部が所管いたします補正について説明いたします。詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。

○荘川隆則教育総務課長 それでは、教育総務課が所管いたします補正予算について御説明申し上げます。補正予算案補足説明資料2ページの(3)新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化の①社会的な環境の整備の表の2段目、小中学校特別教室等エアコン設置事業については、補正予算書の14、15ページをお開きください。1段目、10款2項3目、学校整備費の小学校施設整備事業でございます。工事請負費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として来年度以降も夏季休業の短縮や教室を分散した教育活動が予想されますが、分散学習や通常の授業で使用する特別教室は空調が整備されていない教室が多いことから、教室の使用頻度が高く、火を使用することや締め切った状態での使用が求められる教室など使用状況も勘案しまして、音楽室、理科室、家庭科室、パソコン教室等へ空調が未整備の小学校へ空調を整備するもので、その工事費用1億1,018万9,000円を追加計上するものでございます。また、小学校施設整備事業において、財源といたしまして市債、小学校債を1億460万円増額計上しております。続きまして2段目、10款3項3目、学校整備費の中学校施設整備事業でございます。工事請負費につきましては、小学校と同様に新型コロナウイルス感染症対策として、使用頻度や使用状況を勘案し、音楽室、理科室、美術室へ空調が未整備の中学校へ空調を整備するもので、その工事費3,585万2,000円を追加計上するものでございます。また、この中学校施設整備事業におきまして、財源といたしまして市債、中学校債を3,400万円増額計上しております。なお、この空調整備、小学校13校45台、中学校5校13台でございますけれども、こちらにより小中学校全体の特別教室への空調設置率は、現在の29.2%から46%となる予定でございます。教育総務課所管の補正予算についての説明は以上でございます。

○坂本義明委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

○林高正委員 いま設置率が46.何%と言われたけれど、その他で設置できてないというのはどういったところに設置できていないわけ。

○荘川隆則教育総務課長 御質問にお答えいたします。特別教室は種類が大変多くございまして、その他設置ができてないところ、設置してあるところもございましてけれども、例えば、図工室であるとか、技術室とか相談室、また、一般的な会議室とか、そういった使用頻度が少ないところについては今回、設置を考えていないところでございます。

○中原博明財政課長 先ほど山田議員からも質問がございましたけれども、財源振替について追加の説明をいたします。今回、国の第一次補正では約2億円、第二次補正では約7億円、合計9億円余りの

臨時交付金の限度額が示されております。第一次補正では、主に感染拡大防止、雇用維持や事業の継続等への対応事業が想定されたものであります。第二次補正、これは、新しい生活様式等への対応分について交付限度額の算定上、特に考慮されたものでございます。また、制度要綱の改正と同時に示されました事務連絡が内閣府から6月に届いております。この交付金を活用して、新たな日常において社会的な環境の整備であるとか新たな暮らしのスタイルの確立、また、新たな付加価値を生み出す消費投資の促進ということに積極的に取り組んでいただくことを期待するという事務連絡をいただいております。こうしたことを踏まえまして、これまでそれぞれ実施計画の提出期限を9月末に控えておりますけれども、本年5月1日付けで専決処分いたしました広島県の感染拡大防止協力支援事業から今回提案させていただく新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策事業までの全事業について、交付金の活用のあり方について再度検討させていただいて、一部事業について財源の振りかえを行わせていただいたものでございます。説明は以上でございます。

○坂本義明委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

○山田聖三委員　　単純に財源振替をしなくてはいけなかったのですか。単純に商工振興費の国庫支出金を減らして、一般財源をふやす処置では無理だったのですか。

○中原博明財政課長　　先ほど言いましたとおり、この新しい生活様式の対応事業へ優先的に充当していくという考えのもと充当のあり方について再検討して、このような財源振替をさせていただいたものでございます。

○横路政之委員　　だから一次補正、二次補正で来た庄原分全て使い切って、足りない分も含めて国に予算要望をしているということなののでしょうか。足りないものは財調とか、そういうもので補っていくという考えですか。

○中原博明財政課長　　そのとおりでございまして、現在、予算上では3億5,000万円余りの財政調整基金を取り崩しておりますので、交付金で不足分については、実財源で対応していきたいと考えております。

○坂本義明委員長　　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本義明委員長　　なしと認めます。続いて、議案第154号、令和2年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算第1号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。

○清水勇人総領支所長　　議案第154号、総領支所が所管いたします令和2年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算第1号について御説明申し上げます。それでは、事項別明細書により説明いたしますので、補正予算書の10、11ページをお開きください。また、補足説明資料では2ページ、上段に記載がございますので、あわせてごらんください。3、歳出につきまして、1款1項1目、一般管理費の一般管理事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための高圧蒸気滅菌器や空気清浄装置などの備品購入に係る経費として100万円。また、新型コロナウイルス感染対応従事者に対する慰労金として10万円を追加計上するものでございます。また、この新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業において、財源として諸収入に雑入110万円を増額計上いたしております。庄原市歯科診療所特別会計の補正予算についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○坂本義明委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑は

ありませんか。

○田部道男副委員長 医療従事者の慰労金、西城病院まで通じてですが、いつをめどに出される予定ですか。

○清水勇人総領支所長 可能な限り早い段階での給付をしたいと思っております。

○田部道男副委員長 畜産のコロナ対策の助成が少し遅れたように聞いておりますので、可能な限りというのは可能な限り補正予算が済んだら即出してあげてください。

○坂本義明委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本義明委員長 なしと認めます。続いて、議案第 155 号、令和 2 年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。

○伊吹讓基保健医療課長 続きまして、議案第 155 号、令和 2 年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算第 1 号について御説明申し上げます。別紙、補足説明資料は 2 ページ、上段の表 2 段目、医療機関等における感染防止対策事業のうち、休日診療センターに係るものについて御説明します。補正予算書の 10、11 ページをお開きください。歳出、1 款 1 項 1 目、一般管理費につきましては、感染拡大防止対策として行う施設内を仕切るクリーンパーテーションの整備として 50 万円を追加計上するものでございます。1 ページ戻っていただき、8、9 ページをお開きください。歳入、4 款 1 項 1 目の雑入の増額は、ただいま御説明した歳出の増額に対応する財源として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金 50 万円を追加計上するものでございます。休日診療センター特別会計の補正予算についての説明は以上でございます。

○坂本義明委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

○赤木忠徳委員 いま見ますと、各診療所等は従事者 1 名当たり 5 万円を支給ということになるのですが、この休日診療センターも市が設置したものです。そこへ当然、看護師さんも従事するわけですね。それに対する慰労金というのは考えていないのですか。

○伊吹讓基保健医療課長 この慰労金につきましては対象期間と日数がございます。休日診療センターの看護師、受付等もおりますので確認しましたところ、対象要件に該当する職員がいなかったということで、このたび慰労金の申請をしていないところでございます。

○赤木忠徳委員 ということは、10 日以上従事したことがないということなのですね。

○伊吹讓基保健医療課長 そうでございます。

○坂本義明委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本義明委員長 なしと認めます。続いて、議案第 156 号、令和 2 年度庄原市国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第 1 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。

○清水勇人総領支所長 議案第 156 号、総領支所が所管いたします令和 2 年度庄原市国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第 1 号について御説明を申し上げます。それでは、事項別明細書により説明いたしますので、補正予算書の 10、11 ページをお開きください。また、補足説明資料では、2 ページ、上段に記載がございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。3、歳出につきましては、1 款 1 項 1 目、一般管理費の一般管理事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のた

めの空気清浄装置購入に要する経費として100万円。また、新型コロナウイルス感染対応従事者に対する慰労金として25万円を追加計上するものでございます。また、この新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業において、財源として諸収入に雑入125万円を増額計上いたしております。庄原市国民健康保険特別会計直診勘定補正予算についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○坂本義明委員長　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本義明委員長　なしと認めます。続いて、議案第157号、令和2年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算第3号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。

○恵木啓介西城市民病院事務長　議案157号、庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算第3号について御説明申し上げます。説明資料は2ページの上段、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付事業でございます。予算書は別冊でございます、7ページをお開きいただきたいと思います。まず、収益的収入でございます。1款3項1目、その他特別利益915万円は、基本事業であります新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付事業に基づくものでございます。めくっていただきまして、8ページ、収益的支出でございます。1款3項2目、その他特別損失915万円は、当該病院や介護事業所で働く医療従事者、介護職員、事務職員及び給食、運転業務等の委託業者を含め、患者や利用者と接する183名に対し、1人当たり5万円の慰労金を給付するものでございます。議案157号の説明は以上でございます。

○坂本義明委員長　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

○赤木忠徳委員　一応従事者ということになっておりますが、西城市民病院の場合は売店もあります。この売店についての職員は対象になるか、ならないか。

○恵木啓介西城市民病院事務長　西城市民病院の売店につきましては、現在3階病棟の寝巻き、その他タオル、そういったセットもので、入院される際に必要なものを対応していただく業者の一員にもなっている関係で、一応その方については対象にしているところでございます。

○坂本義明委員長　他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本義明委員長　なしと認め、質疑を終結いたします。執行者は御退席ください。

〔執行者退席〕

○坂本義明委員長　それでは採決を行います。まず、議案第153号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○坂本義明委員長　投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第153号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第154号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○坂本義明委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。  
以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 154 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
次に、議案第 155 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○坂本義明委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。  
以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 155 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
次に、議案第 156 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○坂本義明委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。  
以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 156 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
次に、議案第 157 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○坂本義明委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。  
以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 157 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
この場合、お諮りいたします。本会議における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本義明委員長 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。以上で、本日の議題は全て終了いたしました。これで予算決算常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 4 時 24 分 閉 会

---

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委員長 坂本 義明